［固定資産の減損関係］

減損を認識した固定資産

1．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

種　類	用　途	場　所	帳簿価額	回収可能サービス価額
土地	大阪支所敷地、樹木	大阪府交野市	718,205,708円	799,828,885円
建物	大阪支所庁舎、実験室、諸作業装置ほか	大阪府交野市	5,551,707円	36,759,264円
構築物	大阪支所雑工作物、門、囲障ほか	大阪府交野市	184,344円	191,738円

2．減損の認識に至った経緯

大阪支所の土地、建物及び構築物については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）を受け、平成26年３月27日の理事会において、平成26年４月１日付けで大阪支所を大阪出張所とし、使用しなくなることを決定したため、平成26年度において減損の認識を行いました。平成28年度において、引き続き当該土地、建物及び構築物を保有していることから、改めて減損の認識を行っております。

3．減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産の内訳

種　類	減損額	内訳	
		損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
土地	0円	0円	0円
建物	0円	0円	0円
構築物	0円	0円	0円

4．算定方法等の概要

回収可能サービス価額は正味売却価額により算定しており、正味売却価額は土地については相続税路線価に基づき、建物及び構築物については固定資産評価基準に基づき、算定しております。

［重要な債務負担行為］

当該会計年度に契約締結を完了させましたが、実際の支出が翌期以降になる債務負担行為のうち、重要なものは以下のとおりです。

ネットワークサーバシステムの賃貸借及び保守	5,687,010円
遠心模型実験装置改造装置	184,680,000円
ＣＤＯ実施判断支援ツールの製作　１式	43,146,000円
400m水槽曳引車自動化工事	139,212,000円
400m水槽曳引車駆動制御装置更新工事	48,816,000円

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第３号

八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分の通知について、送付すべき場所を確知できなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年９月12日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
千葉地域担当推進役　村井　一元

記

1　氏名　小林　節藏
住所　東京都台東区浅草三筋町二丁目９番地
（判明している最後の住所）
通知の内容
文書番号　し業014―６
整理番号　１―0203
平成29年６月20日
従前の土地
所在　八千代市吉橋字西芝山2365番24
地目　山林
登記簿地積　158㎡
基準地積　188.58㎡
権利価額　11,106,396円
換地処分後の土地
街区番号　100街区
所在　八千代市緑が丘西三丁目３番19
地目　宅地
地積　99.68㎡
権利価額　11,093,863円
清算金精算額　交付　12,533円

2　氏名　櫻井　正夫
住所　東京都台東区浅草七軒町１番地
（判明している最後の住所）
通知の内容
文書番号　し業014―６
整理番号　１―0244
平成29年６月20日
従前の土地
所在　八千代市吉橋字西芝山2365番22
地目　山林
登記簿地積　211㎡
基準地積　251.84㎡
権利価額　12,385,426円
換地処分後の土地
街区番号　94街区
所在　八千代市緑が丘西三丁目10番12
地目　宅地
地積　115.06㎡
権利価額　12,380,363円
清算金精算額　交付　5,063円

3　氏名　和田　義康
住所　東京都世田谷区下馬町一丁目100番地
（判明している最後の住所）
通知の内容
文書番号　し業014―６
整理番号　１―0546
平成29年６月20日
従前の土地
所在　八千代市吉橋字西芝山2363番26
地目　山林
登記簿地積　128㎡
基準地積　152.77㎡
権利価額　8,823,398円
換地処分後の土地
街区番号　100街区
所在　八千代市緑が丘西三丁目３番15
地目　宅地
地積　78.08㎡
権利価額　8,813,521円
清算金精算額　交付　9,877円

教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上